

■ 4条1項11号

不服 2025-006661

＜本願商標＞

Toriton, Inc.

第42類「電子計算機用プログラムの提供、ウェブサイトの作成又は保守、電子計算機・自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、デザインの考案、ウェブサーバーの貸与、クラウドコンピューティングを介した仮想コンピュータシステムの提供、オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供（SaaS）、科学技術に関する研究、科学に関する実験及び研究、電子計算機の貸与、技術的課題の研究、科学に関する研究、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」及び第38類

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：**TRITON**

第42類「建築物の設計、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。）の貸与、電子計算機による計算処理」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、・・・、灰色の陰影が施された紺色の「Toriton, Inc.」の文字を横書きしてなるところ、その構成中「Toriton」の文字は、一般的な辞書等に掲載のない語であり、「Inc.」の文字は、（a）「incorporated」の略であり、「〈会社が〉法人組織の、有限責任の」（「ランダムハウス英和大辞典」）や（b）「株式会社の略。また法人。」（「現代用語の基礎知識」 自由国民社 2009年1月1日発行）の意味を有する語であって、法人組織の一種類を表すものとして我が国

においても普通に使用されていることから、本願商標は構成文字全体をもって商号を英語で表したものと認識されるとみるのが自然である。

他方、商号商標については、一般に「株式会社」、「Inc.」等の法人組織の種類を表す部分を省略して、残余の部分をもって取引に資されることも少なくないというのが経験則に照らして相当であるから、本願商標は、構成中の「T o r i t o n」の文字部分を要部として分離、抽出し、他人の商標と比較することも許されるといえる。

そうすると、本願商標は、その構成全体に相応して「トリトンインク」の称呼を生じ、特定の「「T o r i t o n」という名称の株式会社」程の観念を生じるほか、「T o r i t o n」の文字部分に相応して、「トリトン」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「T R i T O N」の欧文字を横書きしてなるところ、該文字は、「ギリシャ神話で、海神ポセイドンの息子。上半身は人間、下半身は魚形または蛇形の姿をとる。海王星の第1衛星。」(出典：株式会社小学館「デジタル大辞泉」)を意味する英語であるものの、我が国においてなじみのない単語であって、一種の造語として把握されるものである。

そうすると、当該文字からは「トリトン」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものというのが相当である。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の類否について検討すると、本願商標と引用商標とは、上記(1)及び(2)のと通りの構成からなるところ、外観においては、両者は、構成文字数及び文字構成において明らかに相違することに加え、本願商標の要部と引用商標を比較しても、両者は大文字と小文字の差異及び「o」の有無の差異を有するから、判別は容易である。

次に、称呼においては、本願商標の構成全体から生じる「トリトンインク」の称呼と引用商標から生じる「トリトン」の称呼は、その音数及び音構成において明らかに相違し、聞き誤るおそれはないが、本願商標の構成中「T o r i t o n」の文字部分から生じる称呼と引用商標から生じる称呼は、いずれも「トリトン」であるから、両者の称呼は共通する場合がある。

さらに、観念においては、本願商標は、その構成全体から「T o r i t o n」という名称の株式会社」の観念を生じるか、又はその要部からは特定の観念を生じないのに対し、引用商標は、特定の観念を生じないものであるから、両者は、観念上相紛れるおそれはないか、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、「トリトン」の称呼を共通する場合があるとしても、観念においては相紛れるおそれがないか、又は比較できないものであり、外観は明らかに異なるものであって、判然と区別し得るものであるから、その外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、商品及び役務の出所について混同を生ずるおそれのない、互いに非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定役務の類否について言及するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「T o r i t o n, I n c.」と引用商標「T R I T O N」は、「トリトン」の称呼を共通する場合があるとしても、観念においては相紛れるおそれがないか、又は比較できないものであり、外観は明らかに異なるものであって、判然と区別し得るものであるから、その外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、商品及び役務の出所について混同を生ずるおそれのない、互いに非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

本審決でまず注目すべきは、本願商標を構成する「I n c.」の文字には識別力がないと明確に判断されている点でしょう。そして、この「I n c.」の文字があることによって、本願商標は「商号商標」とであるとされており、これより「T o r i t o n」という名称の株式会社」の観念が生じると認定されています。

本審決における両商標の類否判断において、本願商標からこのような観念が生じると認定されている点は、これらの商標が非類似と判断される要因として大きかったのではないかと個人的に思います。

なお、本事件と似たような事例として、以下の商標の類否が争われた事件（不服 2024-013008）があります。

<本願商標>

もっと素敵にもっと美しく
Treat Co., Ltd.

<引用商標>

T R E A T

この審決では、結論として、これらの商標は「類似する」と判断されております。
本願商標を構成する「C o . , L t d .」の文字に識別力が認められないとされているのは、
本事件の「I n c .」の文字の場合と同様ですが、本願商標の要部が「T r e a t」であると
認定されることにより、両商標は称呼及び観念が同一であると判断されています。

本審決とは逆の結論となっていますが、これらの審決を比較することで、類似と非類似の判
断のボーダーがわかりやすく、なかなか参考になります。

（弁理士 永露 祥生）

< 2 0 2 5 年 8 月 1 7 日 >